

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消等請求上告受理事件

国側当事者・国

平成25年12月20日不受理・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年5月10日判決、本資料262号-97・順号11947)

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成25年5月30日判決、本資料263号-101・順号12225)

決 定

申立人	株式会社A
同代表者代表取締役	乙
同訴訟代理人弁護士	今井 功 ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	森下 麻友美

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成25年12月20日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小貫 芳信
裁判官	千葉 勝美
裁判官	鬼丸 かおる
裁判官	山本 庸幸